

国官参物第102号

許可書

株式会社E通国際

代表取締役 李 耀斌 殿

令和3年5月6日付けで申請のあった外国人等による船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の経営については、貨物利用運送事業法第45条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

利用運送機関 外 航 海 運
業務の範囲 一 般 事 業

令和3年8月16日

国土交通大臣

赤羽

一嘉

